

## 働き方改革元年以降の労務管理・安全衛生管理について

第2弾

# 労働者の疾病への就業配慮、 解雇・雇止め等の制限

第2回 労働トラブル防止総合講座

主催：愛知県下各労働基準協会

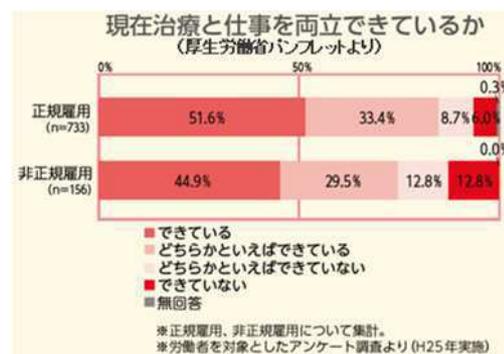
疾病が理由で1か月以上連続休業する従業員がいる企業割合は、メンタルヘルスが38%、がんが21%、脳血管疾患が12%（平成25年度厚生労働省委託事業アンケート調査）となっており、病気を抱える労働者の92.5%が就労継続を希望しております。

少子高齢化が進み大人材難時代となった現在、企業も優秀な労働者を疾病を理由として失うことは大きな痛手となり、国も「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を策定し、疾病労働者と企業の支援を行っております。

一方、就業上の措置、治療への配慮が十分でなく企業責任を問われた、また、症状の悪化や採用時に既往疾病が分からず、業務が遂行できず雇用の継続が難しくなる等の問題も発生しております。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、企業として、疾病を抱える労働者にどのような労務管理・安全衛生管理を行うかをお聴きする「労働トラブル防止総合講座」を開催しますので、ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

### 疾病労働者の 労務管理・安全衛生管理



●日 時 令和元年8月30日(金)

午後1時30分～午後4時30分

●会 場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)

名古屋市中村区名駅4丁目 4-38

採用前からの既往を含む  
労働者の疾患への労務管理・安全衛生管理上の対応  
「労働者の疾病への就業配慮、解雇・雇止め等の制限」

成田・長谷川法律事務所 愛知労働局紛争調整委員  
パートナー弁護士 長谷川ふき子氏



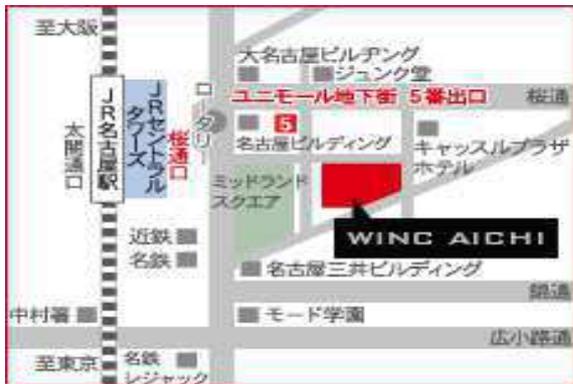
●対 象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等(定員150名)

●費用 会員 1回 6,200円 (資料代・税を含む) 非会員 1回 8,200円 (資料代・税を含む)  
 3回目以降の内容 (開催時刻はいずれも午後1時30分～午後4時30分) ※ 消費税の改正があった場合は、費用が変更になる場合があります。

月 日	内 容	講 師
第3回 令和元年 10月11日(金)	パワーハラスメントの防止と発生時の適正対応	宮澤俊夫法律事務所 所長 愛知労働局労災法務専門員 元名古屋法務局訟務部付検事 弁護士 宮澤 俊夫氏
第4回 令和元年 12月3日(火)	最新情報を交えた同一労働同一賃金への対応	森法律事務所 所長 元三重県労働委員会公益委員 元愛知県男女共同参画審議会委員 弁護士 森 美穂氏
第5回 令和2年 2月21日(金)	企業に求められる これからの労働災害、過労死、過労自殺等の防止対策	庄司法律事務所 所長 元愛知労働局紛争調整委員 弁護士 庄司 俊哉氏

申 込 要 領				
申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。 実施機関(名北協会)より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。				
名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。	

会場略図



電車をご利用の場合

- (JR・地下鉄・名鉄・近鉄) 名古屋駅より
- ◎JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分
- ※名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分

お車をご利用の場合

名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分  
 有料駐車場・収容台数123台・近隣有料駐車場多数あり

労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

年 月 日

労働基準協会		TEL	( ) -
事業場名		FAX	( ) -
事業内容		労働者数	人
所在地	〒		
ご出席者	氏 名	所属部署・職名	受 講 日 (レを付けて下さい)
	(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 8月30日 <input type="checkbox"/> 10月11日
	男・女		<input type="checkbox"/> 12月 3日 <input type="checkbox"/> 2月21日
	(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 8月30日 <input type="checkbox"/> 10月11日
	男・女		<input type="checkbox"/> 12月 3日 <input type="checkbox"/> 2月21日
会費支払時期	月 日銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名 様)

会員番号※

※会員番号 名北労働基準協会のみご記入ください。(郵送時封筒に記載されている番号です。)  
 ※出席申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として  
 使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。